

親も子も知らない間に身に覚えのない請求



携帯電話会社から、キャリア決済の支払額が限度額の10万円を超えるという通知が届きました。家族に聞くと、小学生の娘が私のスマートフォンでオンラインゲームをしていたことがわかりました。こっそり盗み見たパスワードを入れてゲームをダウンロードし、課金したようです。娘は、お金を払っているという感覚もなくゲームを進めていたようです。

子どもがオンラインゲームで課金し、高額請求を受ける原因は、親のクレジットカード情報を勝手に使用してしまう、携帯電話のキャリア決済を無断で利用してしまうといったケースがみられます。

クレジットカードやキャリア決済のパスワードなどの管理には、十分注意しましょう。利用ごとに通知を受け取る設定にして、利用状況を確認することも一つの方法です。

親は、ゲームの料金体系や決済方法を理解し、日ごろから子どもとゲームの利用ルールについてよく話し合しましょう。子どもにクレジットカードやキャリア決済の仕組みをわかりやすく伝えることも大切です。

困ったときは、消費生活相談窓口にご相談ください。



5月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

| 相談会場 | 専門相談員配置日 | 電話番号 |
|------|---------------|---------|
| 垂井町 | 5/ 8(金)、19(火) | 22-1152 |
| 関ヶ原町 | 5/12(火)、26(火) | 43-0070 |
| 養老町 | 5/ 1(金)、18(月) | 32-1108 |

| 相談会場 | 専門相談員配置日 | 電話番号 |
|------|---------------|---------|
| 神戸町 | 5/11(月)、25(月) | 27-3111 |
| 輪之内町 | 5/ 7(木)、21(木) | 68-0185 |
| 安八町 | 5/14(木)、28(木) | 64-3111 |